

はじめに



21世紀は、「人権の世紀」と言われています。「他人の違いを認め、人を思いやる」、また「自分も認めてもらう」ことは、人が生活するうえで基本となり重要だと思います。近年、ニュースでは、インターネットを利用した事件、ヘイトスピーチ、様々なハラスメントなどが報道され、社会情勢の変化とともに人権問題は多様化しています。私たちは、こうした新たな事象とともに、社会的身分、門地、人種、信条や性別による不当な差別の根絶に向け、引き続き取り組んでいかなければなりません。

本市では、市民一人ひとりが基本的人権を尊重し、お互いの存在や違いを認め合い、支え合い、そして共に生きることのできる社会の形成を目指して、これまで人権問題を解決するための諸政策を推進してきました。様々な人権問題に対する人権教育・啓発にかかる課題を、総合的かつ効果的に推進していくための基本方針と施策の基本的方向を示すものとして、平成15年に「足利市人権教育・啓発推進行動計画」を策定しました。その後、同計画の継承、発展を重ね第3期計画が期限を迎えるにあたり、今回第4期計画を策定しました。

人権問題への取り組みは、市政の重要な課題です。真に市民一人ひとりの人権が尊重される平和で豊かな社会の実現を目指していきます。そのため、今後も人権教育・啓発を推進していき、人権尊重の意識の高揚に努めてまいります。

結びに、この計画を策定するにあたり、ご助言やご提言を賜りました人権推進審議会の皆様をはじめ関係者の方々に心から感謝申し上げます。

平成28年3月

足利市長 **和泉 聡**

目 次

第1章 基本的な考え方

1	行動計画策定の背景	1
2	行動計画策定の趣旨	2
3	行動計画の基本理念と目標	2
4	行動計画の位置づけ	3
5	行動計画の推進期間	3

第2章 人権意識の高揚を図るための施策に関する基本的事項

1	あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	
(1)	幼稚園、保育所（園）、認定こども園等	4
(2)	学校	4
(3)	家庭	5
(4)	地域社会	6
2	企業、団体等の主体的な取組への支援	6
3	指導者の育成	7
4	人権に特に関係する職業従事者に対する人権教育・啓発の推進	
ア	市職員等	8
イ	教職員	8
ウ	社会教育関係職員	8
エ	消防職員	8
オ	福祉関係者	9

第3章 人権に関する課題ごとの施策に関する基本的事項

1	同和問題	10
2	女性の人権問題	14
3	子どもの人権問題	16
4	高齢者の人権問題	19
5	障がい者の人権問題	21
6	外国人の人権問題	23
7	H I V感染者やハンセン病患者及び元患者等の人権問題	25
8	インターネットによる人権侵害	26

9	様々な人権問題	
	ア アイヌの人々	27
	イ 刑を終えて出所した人	28
	ウ 性同一性障がい	28
	エ 犯罪被害者等	28
	オ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等	28
	カ 大規模災害に関する人権問題	29
	キ その他の課題	29
10	人権教育・啓発資料等の整備	29

第4章 推進体制

1	行動計画の推進	31
2	国、県、企業、団体等との連携	31
3	行動計画の進行管理と見直し	31
	用語解説	32
	参考資料	36

第1章 基本的な考え方

1 行動計画策定の背景

【国の動向】

国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法のもとで、人権に関する法律の制定や諸制度の整備、国際人権諸条約の批准など、これまで人権に関する様々な施策を講じてきました。

平成6(1994)年、国連では、平成7(1995)年から平成16(2004)年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議されました。これを受け、国では平成9(1997)年に『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画(国内行動計画)が策定され、人権教育を推進するにあたっては、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する取組を強化するとともに、同和問題をはじめとする重要課題に積極的に取り組むこととしています。

平成12(2000)年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(人権教育・啓発推進法)が施行され、施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、人権が共存する社会の実現に向けて、人権教育及び人権啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととされました。

【栃木県の動向】

県では、平成13(2001)年に「栃木県人権教育・啓発推進行動計画」を策定し、平成15(2003)年に「栃木県人権尊重の社会づくり条例」を施行するとともに「栃木県人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」を平成17(2005)年に策定しました。

また、行動計画を継承するとともに条例や基本方針の趣旨を踏まえ、平成18(2006)年に「栃木県人権施策推進基本計画」を策定しました。

【足利市の動向】

○推進体制の整備

平成12(2000)年に国内行動計画の趣旨に沿って人権教育に係る施策の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的に「人権教育のための国連10年市内連絡会議」を設置しました。その後、平成14(2002)年には「足利市人権推進幹事会」に改組し、本市での人権教育及び人権啓発を中核とする人権行政の推進を図っています。

また、同年、推進体制としての「足利市同和教育推進本部」を「足利市人権教育推進本部」に改称しました。

○計画の策定

平成15(2003)年に「足利市人権教育・啓発推進行動計画」を策定し、様々な人権問題に対する人権教育・啓発にかかる課題を総合的かつ効果的に推進していくための基本方針と施策の基本的方向を示しました。

また、平成16(2004)年には「足利市人権尊重の社会づくり条例」を施行し、平成17(2005)年に同条例に基づき「足利市人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」を定めました。

平成18(2006)年には「足利市人権教育・啓発推進行動計画」を継承・発展させた「新足利市人権教育・啓発推進行動計画」を、平成23(2011)年には「足利市人権教育・啓発行動計画〔第3期計画〕」を策定しました。

さらに、第7次足利市総合計画でも、第1章「学び合いで豊かな心を育むまちづくり」に第8節人権尊重を位置づけ、市民一人ひとりの人権が尊重され、人権が共存する人権尊重社会の実現を目指しています。

推進体制の整備や計画の策定を通じて、人権問題の現状と課題及び施策の基本的方向、あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進、人権に特に関係する職業従事者に対する人権教育・啓発の推進に対応して各課で取組を進めています。人権教育は人権尊重の精神の涵養を、人権啓発は人権尊重の理念を普及させ、市民の理解を深めることを目的に継続して実施しています。

2 行動計画策定の趣旨

本市では、市民一人ひとりが基本的人権を尊重し、お互いの存在や違いを認め合い、支え合い、そして共に生きることのできる社会の形成を目指して、人権問題を解決するための諸施策を推進してきました。

こうした取組によって、市民の人権問題への関心が一層高まり、正しい理解や認識も徐々に深まるなど、着実にその成果が得られています。

しかし、国内的には、いまだに社会的身分、門地、人種、信条又は性による不当な差別の発生や、特定の国籍や民族を排斥する差別的言動、インターネット上での差別情報の掲示、犯罪被害者、冤罪被害者等への人権侵害など人権にかかわる様々な問題が生じており、人権尊重の意識を高めることは市政の重要な課題となっています。

これらを受けて、総合的な人権施策を推進するための新たな計画を策定することが必要になりました。

3 行動計画の基本理念と目標

○基本理念

人権の尊重が世界共通の行動基準とされていることを踏まえ、あらゆる場を通じて、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるようにすることを理念とします。

○目標

市民一人ひとりが人権の大切さを認識するとともに、一人ひとりの違いを豊かさとして認め合い、日常生活の様々な場面で実践に結びつけ、「人権という普遍的文化*」を構築するために、あらゆる場と機会を通じて、発達段階を踏まえた効果的な方法で、人権教育・啓発を推進することを目標とします。

4 行動計画の位置づけ

この行動計画は、

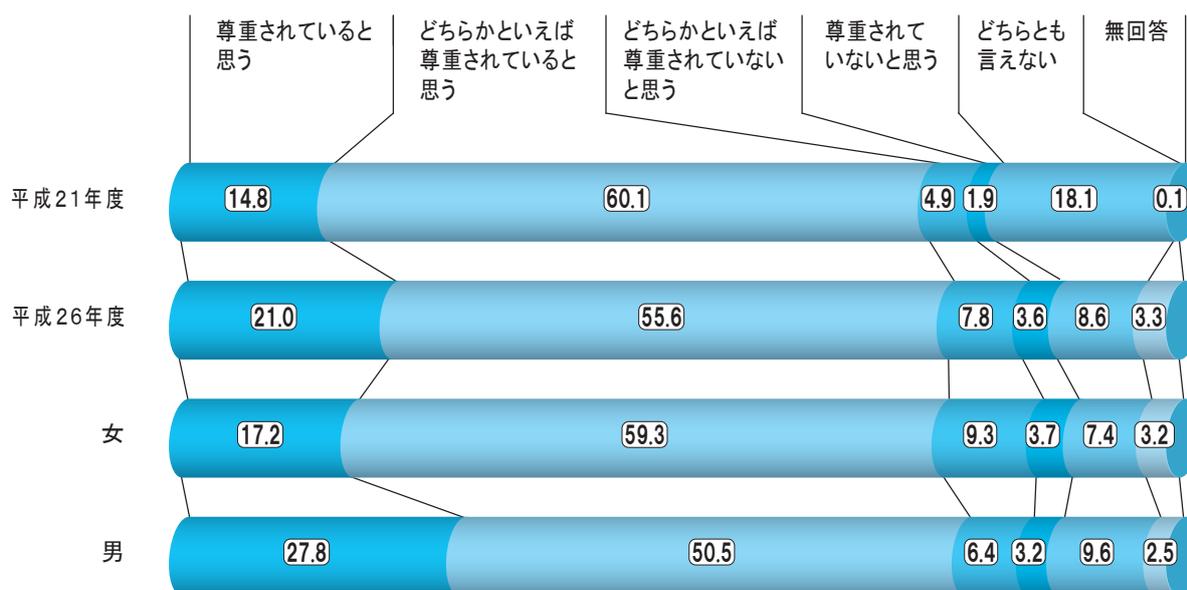
- 「人権教育・啓発推進法」に基づく本市の計画として位置づけたものです。
- 様々な人権問題に対する人権教育・啓発にかかる課題を横断的にとらえ、総合的かつ効果的な人権教育や啓発活動を推進していくための施策の基本的方向を示すものです。

5 行動計画の推進期間

人権の持つ「普遍性」という特性に配慮し、この行動計画の推進期間は、平成28(2016)年度から平成37(2025)年度までの10か年とします。

参考データ

今の日本は人権（人間が生まれながらにして持っている自由・平等に関する権利）が尊重されている国だと思いますか？



(単位：%)

※ 回答率は項目ごとに計算(四捨五入)しているため、合計が100%にならないものもあります。

【平成26年8月実施「人権・男女共同参画についてのアンケート調査報告」より抜粋】

第2章 人権意識の高揚を図るための施策に関する基本的事項

1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

(1) 幼稚園、保育所（園）、認定こども園等

ア 現状と課題

本市の同和保育は、昭和52(1977)年に「足利市同和保育基本方針」を策定し、「豊かな人間性をもち人権を尊重しあう子ども」を育成するために、同和教育（保育）の視点をすべての保育所（園）・幼稚園で日常保育の中に位置づけて推進してきました。

その後、平成14(2002)年、「人権教育・啓発推進法」に基づき、「足利市同和保育基本方針」を改定し、「人権を大切にする心を育てる保育の実施について」を策定し、人権保育・教育を進めてきました。

平成27(2015)年度より、「みんなが子育てしやすい国へ」をめざし、教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども子育て支援新制度」がスタートしました。

幼稚園、保育所（園）、認定こども園等では、人間形成の基礎が培われる大切な時期にある乳幼児の生活環境を整え、人権尊重の精神を育む保育の充実に努めています。

今後も、職員の研修や研究体制の充実に努め、子どもの発達を保障した適切な環境を整え、家庭・地域との連携のもと、きめ細やかな保育を実践していく必要があります。

イ 施策の基本的方向

幼稚園、保育所（園）、認定こども園等では、乳幼児期の成長発達を保障した環境を整え、友達とのかかわりを深める中で、他人の存在に気づき、一人ひとりを大切にする豊かな心を育む保育の充実に努めていきます。

(2) 学校

ア 現状と課題

学校では、すべての教育活動を通じて、不安や悩みを乗り越え、勇気を持って生きていくことができる児童生徒を育成するために、自らを「かけがえのない存在である」と気づかせる教育が重要となります。

そこで、教職員は、「かけがえのない存在である」児童生徒一人ひとりを丁寧に、より深く見定め、人権に関する様々な不安や悩みを持つ児童生徒に積極的にかかわり、共に語り合える信頼関係づくりに努めていく必要があります。

また、教職員は、自らの果たすべき役割の重要性を自覚するとともに、人権についての認識を深めるための研修に努める必要があります。

イ 施策の基本的方向

(7) 児童生徒一人ひとりを深く見つめる教育の推進

学校同和教育の成果を踏まえ、学校でのあらゆる教育活動を通じて、児童生徒

一人ひとりを大切にするとともに、自らを「かけがえのない存在である」と気づかせる教育の推進に努めます。

(イ) 豊かな人間性を育成する教育の推進

生命や人権を尊重する心や他人を思いやる心などの、豊かな人間性を育成する教育の推進に努めます。

(ウ) 指導内容・方法の改善

学校での人権教育を推進するために、これまでに構築されてきた研究体制を充実させ、研究指定校等での先導的、実践的な研究、各種資料の作成等により、人権に関する指導内容や方法の改善に努めます。

(エ) 学校・家庭・地域社会との連携

人権を尊重する精神や態度は、学校教育や家庭教育、地域社会とのかかわりによって育まれるという認識のもと、学校と家庭、地域社会とが連携しながら、一体となって人権教育を推進します。

(3) 家庭

ア 現状と課題

家庭は、家族のふれあいを通じて、基本的な生活習慣等を身に付けたり、人格を形成する重要な場です。また、人権の尊重や生命の尊さなどを学ぶ場でもあります。

しかし、核家族化、少子化など家庭を取り巻く環境の変化によって、その養育力や教育力が低下しています。

こうした状況から、一人ひとりの人権を大切にできる家庭の在り方に関する学習や情報の提供が必要となります。

イ 施策の基本的方向

(7) 学習機会の充実及び情報提供

一人ひとりの人権を大切にできる家庭の在り方に関する学習の機会の充実を図るとともに、家庭や住み良い社会づくりに関する情報の提供に努めます。

(イ) 家庭教育及び子育て支援事業の推進

家庭での養育力や教育力の向上を図るため、家庭教育をはじめとする子育て支援事業を推進します。

(ウ) 関係団体との連携

P T Aや父母の会などの関係団体と連携を深め、人権教育・啓発の推進に努めます。

(エ) 人権意識の啓発

家族がお互いの人権を尊重しながら、家事、育児、介護などについて、従来からの固定的役割分担についての意識にとらわれることなく、相互に協力し、支え合って家庭生活を送ることができるよう人権意識の啓発に努めます。

(4) 地域社会

ア 現状と課題

市民一人ひとりが豊かで充実した生活を過ごすためには、地域社会の中で人権が尊重され、人権意識が根づいていなければなりません。そのためには、いつでも、どこでも、誰でもが、人権について自ら学習できる機会の充実を図ることが必要です。

これまで、生涯学習の視点に立って、公民館などの社会教育施設では、講座の開設や交流活動などを通じて、人権に関する学習機会の提供に努めてきました。

今後は、単に知識を習得するだけでなく、日常生活では、課題解決のため、自らが行動しようとする意欲や態度を身につけられるようにすることも必要です。

そのためには、身近な問題を学習課題として取り上げたり、参加者相互の意見交換ができるような参加体験型学習を積極的に取り入れるなど学習内容や方法を工夫していくことが大切です。

これらのことから各種の施策を通じて、人権に関する多様な学習機会を提供し、市民の主体的な学習を促していくとともに、情報の提供などを図る必要があります。

イ 施策の基本的方向

(7) 多様な学習機会の充実

市民一人ひとりが、生涯にわたって人権に関する多様な学習が受けられるよう、学習機会の充実に努めます。

(イ) 学習内容及び方法の工夫改善

地域の実情や学習者のニーズを把握しながら、身近な課題や参加体験型学習を取り上げるなどして、学習意欲を高めるような学習内容及び方法の工夫改善に努めます。

(ウ) 人権教育を推進する指導者の養成

地域社会では、効果的な人権教育・啓発活動を推進していくために地域や職場の指導者（実践者・理解者）の養成に努めます。

(エ) 啓発及び各種資料の充実

人権問題を正しく認識するための情報提供を行うとともに、視聴覚教材をはじめとする各種資料の整備を図り、その活用に努めます。

(オ) 学校及び家庭との連携

学校及び家庭との連携に努め、人権教育・啓発の推進を図ります。

2 企業、団体等の主体的な取組への支援

(1) 現状と課題

企業では、経済活動等を通じて地域社会に大きな影響力を与えることから、人権の尊重を含め、環境や国際化などに配慮することが社会的責任として求められています。女性や障がい者の社会参加や少子高齢化が進む中で、これらを実現するためには、女性、障がい者及び高齢者等がより働きやすい職場環境を構築することが重要な課題となっています。

このような状況の中で、企業や団体等では、職場でのセクシュアル・ハラスメント*やパワー・ハラスメント*、男女の賃金や昇進等の格差是正、障がい者の法定雇用率*達成、高年齢者の継続雇用の問題などの解決に向けて、各種研修などを通じ、人権教育・啓発活動を展開しています。

そこで、本市では企業や団体等に対し、職場内研修教材としてパンフレット等の作成及び配布を行い、人権教育・啓発に関する自主的な取組がされるよう支援しています。また、従業員100人以上の企業に対し、職業選択の自由を確保し公正な採用選考システムの確立を図るために選任され、企業での人権啓発の活動の中心となる「公正採用選考人権啓発推進員」の設置についての啓発にも努めています。

本市では、このように企業や団体等での実情や方針に応じて多様な形の人権教育・啓発が推進されていますが、公正採用選考人権啓発推進員などと連携を図りながら、すべての人がその能力を十分に発揮できる職場づくりの推進を図るため、より一層企業や団体等に対する人権教育・啓発に努めていく必要があります。

(2) 施策の基本的方向

ア 企業等に対する啓発・研修活動の支援

経営者、公正採用選考人権啓発推進員、人事担当者等が人権問題について正しい認識と理解を深め、人権尊重の精神を身に付けるように関係機関等の協力のもと啓発事業や研修会等の開催を支援します。

イ 企業内人権教育・啓発等に対する支援

企業等に対して職場内研修教材としてパンフレット等の作成及び配布などを行い、人権教育・啓発の支援に努めます。また、研修実施推進のため、講師紹介等の支援に努めます。

ウ 労働相談支援体制の充実

就職の機会均等や雇用の安定を図るため、また職場での労働問題の解消のために関係機関との連携を密にし、労働相談に関する支援体制の充実に努めます。

3 指導者の育成

(1) 施策の基本的方向

市民への人権教育・啓発を効果的に推進するためには、人権問題に関する身近な指導者が大きな役割を果たします。

そのため、各種団体の人権研修や公民館での人権学習会、人権講演会等の内容、方法について創意工夫を図り、人権に関する地域の良き理解者として、日常生活での指導的立場で助言できる身近な指導者の育成を図ります。

また、関係機関、団体等と連携し、人権に関する専門的な知識を有し人権研修や啓発を企画できる指導者の養成活動の充実に努めます。

4 人権に特に関係する職業従事者に対する人権教育・啓発の推進

(1) 施策の基本的方向

ア 市職員等

市職員は、全体の奉仕者である公務員として、憲法の保障する基本的人権の尊重を、それぞれの業務を通じて実現することが求められています。

そこで、本市では、市政を担う者としての自覚と職務への強い意欲を基盤とし、自ら人権感覚を磨き、地域や職場で市民や職員の人権を守れるよう行動できる職員の育成を目指し、様々な人権研修を実施しています。

また、平成25(2013)年9月に実施した職員意識調査結果では、人権問題に関する認識は非常に高い一方で、世代による意識の差がみられました。さらに、職場で人権について話し合う必要を感じていながらも、なかなか実現できていないことがわかりました。

今後は、これまでの研修成果と手法を検討し、職員意識調査等を踏まえ、より効果的な研修内容を実施していきます。特に、管理監督者の指導力を高め、日常の職場での人権教育が積極的に推進されるような職場風土づくりに努めていきます。

また、平成27(2015)年10月の社会保障・税番号制度の開始に伴い、個人情報の不正な追跡・突合や個人の権利利益の侵害等への懸念が示されていることから、特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)の保護のために必要な安全管理措置を講じていきます。

イ 教職員

学校でのすべての教育活動の場では、児童生徒一人ひとりの人権を大切にし、子どもたちの人権意識を育てるため、その直接の担い手であるすべての教職員の人権意識の高揚を図ることが必要です。

そこで、教職員が様々な人権問題を深く認識し、人権尊重の精神に徹して、子どもたちに対して正しく人権教育を実施できるよう、関係機関等と連携した計画的、継続的な研修の場の整備を図ります。

ウ 社会教育関係職員

地域社会での人権教育の指導者となる社会教育関係職員は、様々な人権問題を単に知識として学ぶだけではなく、日常生活でも態度や行動に現れるような人権感覚の涵養が求められます。特に、社会教育主事や公民館職員などの社会教育関係職員に対しては、指導者としての資質や人権意識の向上に向けた研修の充実に努めます。

エ 消防職員

消防職員は、市民の生命、身体及び財産を火災等災害から守ることを任務とし、その活動が市民生活と密接にかかわっていることから、豊かな人権感覚を身に付けて任務を遂行することが求められています。

そのため、消防職員が人権に関する正しい知識を持ち各種消防業務では適切な対応を行い、人権教育の推進に積極的な役割を果たすよう継続的な職員研修への参加はもとより、自己啓発や職場研修の推進に努めます。

オ 福祉関係者

障がい者（児）や高齢者などに対して、在宅及び施設での多くの種類のサービスが提供されています。

ホームヘルパー（訪問介護員）やケアマネジャー（介護支援専門員）等の介護サービス関係者、そして、障がい者施設や児童福祉施設等の関係者は、高齢者、障がい者（児）、子ども等の要援護者に深くかかわる立場にあることから、サービスの提供や業務の遂行にあたっては、プライバシーへの配慮や人権意識に根ざした行動や判断が求められています。

そこで、福祉関係者に対しては、足利市民生委員児童委員連合会や足利市民間等社会福祉施設長連絡協議会（市内の福祉施設36施設で構成）などの関係団体とも連携し、人としての道徳観や正義感、倫理観の徹底を図るとともに、人権教育・啓発が推進されるよう要請や支援を積極的に行います。



第3章 人権に関する課題ごとの施策に関する基本的事項

1 同和問題

(1) 現状と課題

【同和問題とは】

同和問題とは、同和地区・被差別部落などと呼ばれる特定の地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚や就職その他日常生活で実態的・心理的に差別を受けることです。

昭和40(1965)年の国の「同和対策審議会」答申は、同和問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題であると指摘しています。

国はこの答申を受けて同和問題を解決するための具体策として、昭和44(1969)年に「同和対策事業特別措置法」を制定し、その後「地域改善対策特別措置法」や「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の立法措置及び数次の法改正を行い、生活環境の改善や教育・啓発等の諸施策を推進してきました。

本市では、昭和49(1974)年8月から同和対策事業に取り組み、同和問題の一日も早い解決を市政の重要な課題として位置づけ、6次にわたり策定した「足利市同和対策長期計画」に基づき、生活環境整備等の同和行政を積極的かつ総合的に実施してきました。

【同和教育とは】

同和教育については、昭和51(1976)年7月に「同和教育基本方針」を策定し、同和問題を様々な人権問題の中核としてとらえ、学校・社会・家庭での全教育活動の場で、同和教育が組織的、計画的かつ積極的に推進されるよう、同和教育推進体制の整備を図るとともに、足利市の教育目標に同和问题解消のための人生各期の目標を明確に位置づけ、市民に対する同和教育の推進に努めてきました。

〈学校教育での同和教育〉

学校教育では、昭和51(1976)年度から学校同和教育推進校(平成17(2005)年度から人権教育推進校)を指定し、また、昭和52(1977)年度から研究学校を指定するなど、各小・中学校での児童生徒の発達段階や地域の実態を踏まえながら、人権を尊重した差別のない人間関係の育成を目指して、組織的、計画的に推進してきました。

〈社会教育での同和教育と集会所〉

社会教育では、同和問題を解決するための社会教育活動の充実・発展を図ることを目的として、昭和52(1977)年以降、市内5か所に集会所を設置し、集会所事業を開始しました。また、公民館活動(学級、講座等)では、人権に関する多様な学習機会を設け、幅広い住民の参加・交流を促進しながら、人権問題の正しい理解を図る事業を展開してきました。

〈乳幼児教育・保育での同和教育〉

幼稚園、保育所(園)、認定こども園等では、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」等に基づき、人間形成の基礎を培う重要な乳幼児期の発達を保障すること、そして、家庭や地域との連携のもと「人権を大切に作る心を育てる教育・保育」を推進してきました。

【市民啓発と隣保事業】

市民意識の高揚に関しては、同和問題の抜本的解決を目指して「人権同和対策推進県民運動強調月間」（平成16（2004）年度より「人権教育・啓発推進県民運動強調月間」と改称）での講演会の開催や啓発担当者研修、街頭啓発、広報紙「あしかがみ」への啓発記事掲載、リーフレットなど各種啓発資料の配布等を実施し、啓発に努めてきました。

さらに、昭和60（1985）年1月には、隣保館を設置して、地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善向上のための事業及び地域住民の交流促進事業を実施するとともに、人権・同和問題の速やかな解決を図るための啓発活動を推進してきました。

また、対象地域住民の社会的、経済的地位の向上を不当に阻んでいる諸要因を解消し、人間としての権利を確保するため、「足利市同和対策長期計画」（昭和50（1975）年度から平成13（2001）年度）に基づき、同和対策に関する諸事業を実施してきました。

その後、「足利市同和対策審議会答申」（平成13（2001）年度）で示されたように、同和問題解決のための教育・啓発活動の成果や手法を踏まえて人権教育・啓発を推進してきました。

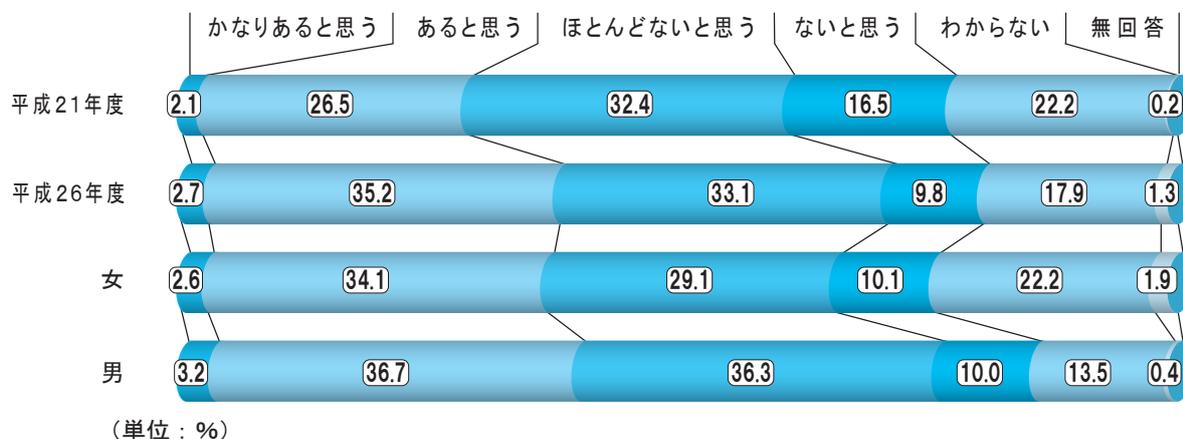
その結果、対象地域の住環境整備をはじめとする物的事業面はもとより、同和問題を正しく理解するための教育・啓発の実施により、市民意識の面でも着実に成果をあげてきたところです。

しかしながら、平成26（2014）年度に実施した「市民意識調査」では、「部落差別があると思う」と答えた人は37.9%で、平成21（2009）年度の28.6%より9.3ポイント増となりました。

このことを踏まえ、これまで以上に人権の視点に立った人権教育・啓発の取組を推進・発展させ、差別意識の解消に取り組むことが必要です。その中で同和問題を重要な人権問題の柱としてとらえ、教育・啓発の一層の充実と積極的推進を図り、同和問題の解消に努めることが重要です。

参考データ

あなたは同和地区住民に対する差別が、今でもあると思いますか？



※ 回答率は項目ごとに計算(四捨五入)しているため、合計が100%にならないものもあります。

【平成26年8月実施「人権・男女共同参画についてのアンケート調査報告」より抜粋】

(2) 施策の基本的方向

ア 人権を尊重する教育の推進

(7) 学校教育の充実

学校教育では、同和問題を様々な人権問題の中核としてとらえ、「教育の本質にかかわるもの」と「同和問題の認識の深まりにかかわるもの」の二つの視点を基本に据えて、確かな展望をもち、「みんなで、ていねいに、一步一步」の実践を積み上げていくことが大切です。

そこで、同和問題に関し不安や悩みを持つ児童生徒をはじめ、様々な人権にかかわる問題に悩む児童生徒をより早く察知し、より確かに支え、励ます教師の指導態勢づくりを確立するとともに、児童生徒に自らを「かけがえのない存在である」と気付かせる教育の充実に努めます。

また、児童生徒一人ひとりには、「かけがえのない存在である」という認識のもと、一人ひとりを大切にして、差別や偏見のない人間関係の育成を目指した教育の実践と、基本的人権の尊重を基盤とした教職員研修や研究体制の充実に努めます。

(4) 社会教育の充実

社会教育では、すべての市民が同和問題など様々な人権問題を自らの課題としてとらえ、人権についての理解や認識を深めることができるよう、多様な学習機会を提供するとともに、人々の相互理解と地域社会への参加促進のため、公民館等の社会教育施設での各種事業の充実に努めます。

(5) 幼稚園、保育所（園）、認定こども園等での充実

幼稚園、保育所（園）、認定こども園等では、乳幼児の発達段階を踏まえた教育・保育内容の充実及び保育従事者の人権感覚や人権意識の一層の向上を図るとともに、保育従事者に対する人権教育や研修体制の充実に努めます。

また、家庭との連携を図る中で、保護者との信頼関係を一層深め、機会をとらえ、人権意識の高揚を図るための啓発活動の推進に努めます。

イ 市民意識の啓発推進

(7) 啓発活動の充実

市民一人ひとりが部落差別の不当性を正しく理解し、自らが社会から差別と偏見を取り去っていく主体であるとの意識を育むために、市民各層を対象とした講演会や研修会の開催、広報紙や啓発資料の配布、各種催し等を通じて人権意識の高揚と人権情報の提供に努めます。また、企業や学校、その他各種市民団体等への啓発及び広報活動を推進します。

(4) 人権の擁護

「基本的人権の尊重」の立場に立って、人権擁護機関等との密接な連携のもとに、広く市民に対し十分な啓発活動を展開するとともに、人権相談等の関連事業の推進に努めます。

また、8月の「人権教育・啓発推進県民運動強調月間」及び12月の「人権週間」を重点に、人権尊重思想の普及高揚を図ります。

(ウ) エセ同和行為*の排除

同和問題の解決を阻害する「エセ同和行為」については、問題の解決のために真剣に取り組んできた人々などに対するイメージを著しく損ねるだけでなく、同和問題の解決を著しく妨害する悪質な行為として、関係行政機関、企業、団体等と密接に連携して啓発・排除に努めます。

ウ 隣保館活動の推進

国の「地域改善対策協議会」意見具申で示された今後の隣保館の果たすべき新たな役割や「足利市同和対策審議会」答申に基づき、これまで積み上げてきた成果を踏まえる必要があります。

そこで、国の運営要綱に沿って、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題解決のための各種事業を総合的に行い、さらなる人権啓発に努めます。

(7) 地域住民の人権意識の高揚

同和問題をはじめとする様々な人権課題の解決に向けて、地域住民の人権意識を高めるため、人権情報の発信基地として、日常生活に根ざした啓発・広報活動を進めます。

(4) 地域社会に密着した相談事業の推進

地域住民の理解と信頼のもとに、地域社会の中で、様々な生活課題に応じた相談事業を行います。

(ウ) 関係行政機関、団体等との有機的連携の推進

地域住民の自立支援を基本に、生活の安定と福祉の向上を図るため、関係行政機関、各種団体、ボランティアなどと密接な連携を図り、長期的・継続的な活動を進めます。

(エ) 住民交流・施設利用・情報提供の促進

住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、地域住民の幅広い交流と施設利用の促進を図ります。また、利用者に対し必要な情報の提供に努めます。

エ 企業等の啓発促進

(7) 啓発・研修活動の支援

企業等での人権啓発を進めるため、関係機関の協力のもと公正採用選考人権啓発推進員を中心とした研修会の開催支援及び人権啓発パンフレットを作成・配布し、企業内での啓発や研修活動を支援します。

(4) 就労相談の充実

就職の機会均等や雇用の安定のため、隣保館での就労相談活動を中心に推進するとともに、関係機関と連携を図り、就労相談の充実に努めます。

2 女性の人権問題

(1) 現状と課題

【国際社会の動向】

国連は、昭和50(1975)年を「国際婦人年」と定め、続く10年間を「国連婦人の10年」として、女性の問題に関する認識を深めるための活動を各国に奨励しました。昭和54(1979)年の「第34回国連総会」で「女子差別撤廃条約」が採択され、経済的、社会的、文化的、政治的、市民的、その他あらゆる分野で女性の権利を保障しました。

平成7(1995)年に開催された「第4回世界女性会議」(北京会議)では、「女性の権利は人権である」とうたった「北京宣言及び行動綱領」が採択され、平成12(2000)年には、「女性2000年会議」で、これからの行動指針といえる「政治宣言」と「成果文書」が採択されました。

【国の動向】

国では、平成6(1994)年に内閣総理大臣を本部長とする「男女共同参画推進本部」が設置され、平成8(1996)年に「第4回世界女性会議」の成果を踏まえた「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。その後、労働基準法や男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の改正、介護保険法の制定など関係する法律の整備も進む中、平成11(1999)年には「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会*の形成についての基本理念を明らかにしました。

平成13(2001)年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、平成19(2007)年には、市町村では基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となりました。

平成19(2007)年には「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、男女が共に自ら希望する様々な活動を展開することが男女共同参画社会の実現に必要であるとして、官民一体となって取り組んでいます。

【足利市の動向】

本市では、昭和60(1985)年に婦人行政窓口として教育委員会社会教育課に婦人青少年係を新設し、翌年に「婦人のための足利市総合計画」を策定、その後5年ごとに計画の見直しを行ってきました。

平成12(2000)年に市長を本部長とする「足利市男女共同参画推進本部」を設置し、平成14(2002)年には男女共同参画課(現:人権・男女共同参画課)を新設すると同時に、男女共同参画センターを開設しました。

平成16(2004)年に「足利市男女共同参画推進条例」を施行し、平成18(2006)年には「^{ひと}女と^{ひと}男の輝きプラン21あしかが 足利市男女共同参画基本計画」を策定しました。

平成23(2011)年には、配偶者等からの暴力(DV)に対する取組や仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を取り入れた基本計画(第2期)を策定し、男女共同参画社会の実現に向け積極的に取り組んでいます。

これまでの取組の結果、意識の改革や諸制度の整備などが図られ、様々な分野で女性の参画や男性の理解も進んできました。

平成26(2014)年に実施した「市民意識調査」でも、若い人ほど性別にとらわれないという意識が高く、男女共同参画は若い人ほど進んでいることがうかがえます。しかし、男女平等について女性の方が不平等感を抱いていることも結果に表れています。

こうした現状を踏まえ、市民と行政と事業者が一体となり、女性と男性が互いに尊重し合える意識づくりを進め、家庭、地域、学校、職場等あらゆる分野で性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会*」を実現することが、女性の人権問題を解決するために今後も必要となります。

(2) 施策の基本的方向

ア 男女（だれも）が対等なパートナーとして尊重し合い参画できるまちづくり

男女が性別により差別されることなく、お互いの人権を認め、対等なパートナーとして尊重し合い、持てる能力を発揮できるよう、男女平等と人権尊重についての啓発活動や、男女共同参画を推進する教育・学習などを進めます。

(7) 男女の人権を認め合う意識の高揚

啓発活動の充実、公衆に表示する情報への配慮ほか

(4) 男女平等観に立った教育の推進

男女平等意識を育む学校での人権教育の推進ほか

(5) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進

女性のエンパワーメント*推進、政策・方針決定の場への女性の参画を促進ほか

イ ワーク・ライフ・バランス*で多様な生き方の選択が可能なまちづくり

男女が社会のあらゆる分野で参画する機会を確保するとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方に沿って、一人ひとりがやりがいと充実感を持って働き、健康で豊かな生活のための時間が確保されるよう施策を進めます。

(7) 働く場における男女平等の推進

男女の雇用機会の均等・待遇確保の啓発、セクシュアル・ハラスメント*防止対策の推進ほか

(4) 家庭・地域における男女共同参画の促進

家庭でのパートナーシップの促進、地域活動での男女共同参画の促進ほか

(5) 仕事やその他の活動の両立を可能にする環境の整備

子育て・介護サービスの充実、地域での子育て・介護支援

ウ 男女（だれも）が健康に暮らせる安心・安全なまちづくり

男女がお互いの性について理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにします。

(7) 生涯を通じた男女の健康支援

性に関する正しい認識と理解に関する啓発、生涯を通じた男女の健康支援

(イ) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

ひとり親家庭の生活の安定と自立の支援ほか

エ DV（配偶者等からの暴力）の根絶と被害者を守るまちづくり

配偶者等からの暴力は、決して許されるものではなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。防止に向けた意識づくりや被害者に対する相談など、多岐にわたる支援を充実します。

(7) 暴力を許さない社会づくり

市民への啓発や広報の充実ほか

(イ) 被害者の相談・支援体制の充実

相談体制の充実、被害者に対する情報提供及び支援の実施ほか

(ウ) 関係機関、団体等との連携

関係機関との連携強化、県及び近隣市町村との連携強化ほか

3 子どもの人権問題

(1) 現状と課題

【国の動向】

子どもを取り巻く環境は、少子高齢化の急速な進行、ライフスタイルや家族構成の変化、地域のつながりの希薄化等によって、大きく変化してきました。

国では、平成12(2000)年5月に、児童虐待が増加し、深刻化してきた問題に対応するため、子どもに対する虐待の禁止、虐待を受けた子どもの保護を含めた措置を定めた「児童虐待の防止等に関する法律」を制定しました。

また、平成15年(2003)年に「次世代育成支援対策推進法」が施行されたことにより、すべての市町村が次世代育成支援対策推進のための行動計画を策定し、次代を担う子どもたちの育成支援について取り組むこととなりました。

さらに、平成24年(2012)年8月には「子ども・子育て支援法」以下のいわゆる子育て3法が制定されました。この法律に基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成27(2015)年度に施行され、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域での子ども・子育て支援の充実を図り、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指しています。

【足利市の動向】

本市では、国の「次世代育成支援対策推進法」の制定を受け、「あしかが こどもの笑顔プランー足利市次世代育成支援対策行動計画(前期計画として平成17(2005)年度から平成21(2009)年度、後期計画として平成22(2010)年度から平成26(2014)年度)」を策定し、推進してきました。

さらに「子ども・子育て支援法」により、国が定めた基本指針に基づき、平成27

(2015)年3月に「足利市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成27(2015)年度から平成31(2019)年度までを第1期として実施しています。本計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画としても位置付け、「あしかが こどもの笑顔プラン」を引き継ぐ計画となっています。

現代の子どもたちは、物の豊かさを享受する一方、少子化の影響で兄弟姉妹や地域の子どもたちとのふれあいの中で、切磋琢磨する機会や思いやりの心を培い我慢することなどを学ぶ機会が減少し、社会性や自主性が育ちにくくなっています。

家庭では、親の教育力や養育力の低下が見られ、さらには児童虐待といった子どもの人権にかかわる問題も多くなっています。

学校では、いじめ、暴力行為等、子どもの人権にかかわる教育上の問題も生じています。

地域社会では、地縁的な連帯感が弱まり、人間関係の希薄化や社会性の欠如が問題となっており、地域の教育力の低下と子育ての孤立化が指摘されています。

こうした問題を解決するために、人権教育や子どもの人権、虐待防止等についての講演会や研修会等を通じて教育・啓発を行い、また、学校や家庭、地域社会が連帯を一層深め、一体となって、それぞれの教育力、養育力を高め、子どもの人権の尊重と擁護に向けた取組を推進していくことが必要です。

(2) 施策の基本的方向

ア 子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進

(7) 「こどものための条例」の制定

子どもの権利保障を進め、子どもや保護者等への「子どもの権利条約」の趣旨や理念及び内容についての普及、啓発に努めるとともに、子どもたちが毎日を生き生きと過ごし、個人として尊重され伸び伸びと成長、発達していくことができるよう、足利市にふさわしい「こどものための条例」を研究し、制定を目指します。

(4) 子どもの個性を大切にする教育の推進

子ども一人ひとり「かけがえのない存在である」という認識のもと、一人ひとりの不安や悩みを把握するとともに、よさを生かし、個性を大切にする教育を推進します。

そのため、教師等の子どもを見る眼を養うことに努めます。

(ウ) いじめや暴力行為等の防止対策の取組

いじめ、暴力行為、不登校等の問題は、子どもの人権にかかわる重大な問題であるとの認識に立ち、この解決、予防に向けた取組をさらに推進します。

このための研修を通じ、教職員の資質や能力の向上を図り、児童生徒の指導体制を充実させるとともに、学校や家庭、地域社会の連帯を一層深め、一体となってこれらの問題に対応する体制の強化に努めます。

(エ) 教職員の研修等の充実

子どもたちの人権意識の醸成に向け、指導者である教職員の人権にかかわる認識を深めるための研修等の充実を図ります。

(オ) 教育相談体制の充実

いじめ、不登校や虐待等の子どもの人権にかかわる問題を早期に発見し、子どもや保護者への指導、支援が速やかに行えるよう、学校・家庭教育相談室での相談活動の充実と関係機関との連携に努めます。

イ 子育て環境づくりの推進

(ア) 市民意識の醸成

学校や家庭、地域社会の全体で子育てを支援するため、啓発活動を推進し、子育てに対する市民の意識を醸成します。

(イ) 子育てと家庭に関する相談の充実

家庭での子育て機能の充実や子育てについての悩みや不安の軽減を図るため、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、子育て支援センター等での子育て相談や情報提供・子育て親子の交流の場の提供に加え、保健師、家庭相談員等による相談も行き、総合的な子育て支援体制の充実に努めます。

(ウ) 子どもの健全育成の推進

ボランティア活動等の地域社会への参加や自然とのふれあいの場など、様々な体験と出会いの中で、人権尊重の精神を養い社会の一員としての役割の自覚を促し、子どもの健全育成に努めます。

(エ) 公衆に表示する情報への配慮

ポスターやパンフレット等に固定的な役割分担や人権侵害を助長するような表現がないよう啓発し、環境浄化活動を推進します。

(オ) 「人権を大切に作る心を育てる保育」の推進等

幼稚園教育要領、保育所保育指針等に基づいて、家庭との連携のもと、人間形成の基礎づくりの時期にある乳幼児の健全育成に努めるとともに、日常の保育の中で発達段階に応じて、「人権を大切に作る心を育てる保育」の推進に努めます。

ウ 児童虐待の防止対策の充実

(ア) 要保護児童対策地域協議会*の機能の充実

関係機関との連携を強化し、児童虐待の発生予防から早期発見・保護・アフターケアに至る総合的な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会の機能を充実します。

(イ) 児童相談所との連携強化

児童相談所との連携を強化し、児童虐待の迅速かつきめ細やかな対応等児童福祉の向上に努めます。

(ウ) 行政の枠組を越えた連携の推進

居所不明児童等の支援困難なケースについては、関係機関の情報交換、共有等による連携、地域住民に対する虐待通告等の啓発、自治会や民生委員・児童委員等との連携強化が必要ですが、さらに虐待の深刻化を食い止めるために、他の地方公共団体や他県の児童相談所との連携に努めます。

(I) 養育支援訪問の充実

養育支援が必要である家庭に対し、保健師、家庭相談員等がその家庭を訪問して養育に関する指導、助言等を行い、適切な養育実施を確保できるよう支援の充実に図ります。

(オ) 広報・啓発活動の推進

児童虐待が子どもに及ぼす影響、虐待の禁止、虐待にかかわる通告義務等について、必要な広報、その他啓発活動を推進します。

4 高齢者の人権問題**(1) 現状と課題****【国際社会の動向】**

国連では、高齢社会に対応するため、昭和57(1982)年に「高齢化に関する世界会議」を開催し、高齢化対策の指針となる「高齢化に関する国際行動計画」を採択しました。また、平成3(1991)年の総会で「高齢者のための国連原則」を採択しました。この原則は、高齢化に関する国際行動計画の推進を目的とし、高齢者の「自立」、「参加」、「ケア」、「自己実現」、「尊厳」の五原則が掲げられました。

【国の動向】

日本は、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しています。65歳以上の人口は、現在3,000万人を超えており(国民の約4人に1人)、2042年には約3,900万人とピークを迎え、その後も、75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されています。

我が国では、平成6(1994)年に「新ゴールドプラン」を策定しました。また、平成7(1995)年に「高齢社会対策基本法」を施行するとともに、平成13(2001)年には高齢者の社会参加や地域社会との共生をめざす「高齢社会対策大綱」を策定しました。さらに、平成17(2005)年には、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務や虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、高齢者の養護者の負担軽減を図るための措置等を定めた「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立しました。

【足利市の動向】

本市では、平成12(2000)年3月に介護保険事業の円滑な実施と高齢者保健福祉施策の総合的な指針として「足利市ゴールドプラン21」を策定し、その後見直しを行い、平成27(2015)年3月に「同プラン(6期計画)」を策定しました。

本市の高齢化率(総人口に占める65歳以上の人口割合)は、昭和55(1980)年に10%を超え、平成14(2002)年5月には20%に達し、平成27(2015)年4月では、29.13%となり、人口の高齢化が急速に進んでいます。

このような状況の中で、高齢者が自立し住み慣れた地域や家庭で、健康で生きがいを持って暮らしていくためには、長年培った知識と経験を生かし、自己実現が可能となるよう社会参加活動の促進と就業機会を確保することが求められています。

また、今後、認知症や介護を要する高齢者、一人暮らしや高齢者のみの世帯など、社会的な援助を必要とする人たちの急激な増加が予想されます。一方、核家族化や扶養

意識の変化に伴い、家庭での介護機能が低下してきているため、在宅・施設の両面で調和のとれた福祉サービスの充実や環境づくりが大きな課題となっています。

そのほかに、高齢者に対する身体的・精神的な虐待や犯罪の防止、「若い」に対する偏見を払拭し、高齢者の人権についての認識と理解を深めるための教育・啓発を推進することなども大切です。

(2) 施策の基本的方向

ア 高齢社会に対する教育とひとづくり

健康で生きがいを持ち、明るく活力のある高齢社会を作るために、高齢者自身の自立と活力の発揮はもとより、若年層も自ら考えていかなければならない問題として幼少児から高齢者にいたるまで、思いやりと協働の心を持ったひとづくりを進めます。

イ 社会参加活動の促進と就業機会の拡大

高齢者が自らの経験と知識を生かして、地域づくりの担い手として活躍できるよう社会参加活動を支援します。また、高齢者の雇用の場の確保と働きやすい環境づくりのための啓発を進めるとともに、受注機会の拡大や適正就業などにより就業機会の拡大を進めます。

ウ 介護予防・自立支援と相談体制の整備

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自分らしく過ごすために、生活の自立支援や介護予防のための施策を進めるとともに、地域包括支援センター*を中心に、介護予防に関するマネジメントや在宅介護に関すること、成年後見制度*や高齢者の虐待など高齢者への権利擁護に関することなどが、総合的に相談できる体制の整備を進めます。

エ 介護サービスの基盤整備

介護を必要とする人の尊厳を保持し、住み慣れた地域の中で自立した日常生活を送れるように、老後の安心を支えられる良質で効率的な介護サービスを提供できる基盤整備を推進します。

オ 地域づくりの推進

情報化や技術開発による市民のニーズの多様化とともに、高齢者虐待、閉じこもり・孤独死などの社会問題も発生し、高齢者を取り巻く環境は様変わりしており、今後の高齢化の進展を踏まえた地域づくりを推進するために、関係機関・関係団体と連携を図りながら、地域住民やボランティアなどの積極的な参画を得て、高齢者世帯等の見守り活動を始め、地域に根ざした高齢者のための支援・対策を進めます。

5 障がい者の人権問題

(1) 現状と課題

【国際社会の動向】

国連では、1970年代から障害のある人の権利に関して、「障害者の権利に関する宣言」（昭和50（1975）年「第30回国連総会」にて採択）を始めとするいくつもの宣言・決議を採択してきましたが、これらの宣言・決議は法的拘束力を持つものではありませんでした。

その後、平成18（2006）年には、「第61回国連総会」で「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が採択され、障害による差別のない社会の実現を目指しています。

【国の動向】

国では、昭和56（1981）年の「国際障害者年」を契機に、平成5（1993）年に「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正し、「障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」とともに「社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる」として、その基本理念を示しています。

障害福祉サービスについては、それまでの「措置制度」から、障がい者自身がサービス利用者としてサービスを選択・決定できる仕組みである「支援費制度」を平成15（2003）年4月から導入しました。その後、平成25（2013）年4月からは、障害者自立支援法を改めた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行され、障がい者福祉の新しい仕組みが始まりました。

また、同年6月、障がいに基づく差別を禁止するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立しました。この法律では、①不当な差別的取扱いと②合理的配慮を行わないことを禁止しています。平成28（2016）年4月から法律が施行されることにより、障がい者の社会参加を妨げる「壁」が明らかになり、これを解消していく取り組みが始まります。

【足利市の動向】

本市では、平成10（1998）年9月に「あしかがし障害者福祉プラン」を策定しています。その後見直しが行われ、平成27（2015）年3月に「あしかがし障がい者福祉プラン（第4期計画）」を策定して、基本理念である「完全参加と平等」を継承するとともに、障がいのある人もない人も、互いに支え合い、障がい者が地域で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指しています。

一方で、障がい者に対する社会の認識と理解は少しずつ広がりを見せていますが、障がいに対する社会的な誤解や偏見は依然として存在しており、障がい者の社会への「完全参加と平等」を妨げる壁として、「こころの壁」や「物理的な壁」等が存在しています。

障がいのある人が住み慣れた地域で生活していくためには、地域社会のすべての人々が、障がい者問題を自分のこととしてとらえ、偏見や差別意識を取り除くことが必要であり、障がい者についての正しい認識と理解を深めるには、教育・啓発が大きな役割を担っています。すべての市民が正しく障がい者についての認識と理解ができるよう、学校を

はじめ、家庭、地域社会、職場などの様々な場で教育や啓発活動を推進していく必要があります。

(2) 施策の基本的方向

ア 特別支援教育の充実及び交流・ふれあいの促進

(7) 学校教育の充実

各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの学校教育活動全体を通じて、障がいのある人に対する正しい認識と理解、社会的な支援や介助・福祉の問題といった課題について理解を深めさせる教育の充実に努めます。

(4) 特別な支援が必要な児童生徒の教育の充実

特別な支援が必要な児童生徒が、自らのよさや可能性などを生かし、持っている力を十分に発揮できるようにしていくため、その困難さの状態などに応じた適切な指導を一層推進します。

また、すべての児童生徒が、共に育ち学ぶ教育を受けることのできる環境整備に努めます。

(ウ) 社会教育の充実

広く市民が、障がい及び障がい者に対する正しい認識と理解を深めるとともに、人権尊重の意識を醸成するため、社会教育機関、団体等での福祉・人権教育の充実を図ります。

(エ) 教職員等の研修の充実

特別支援教育に関する正しい認識と理解を深めるため、各種研修の充実に努めます。

(オ) 交流・ふれあいの促進

すべての人が、共に理解し合いながら生活することができるよう、学校での計画的な交流及び共同学習や地域交流及びボランティア活動を促進します。

イ 自立と社会参加の促進

(7) 啓発・広報活動の推進

障がい者の自立と社会参加をより一層促進し、ノーマライゼーション*の理念を実現するための啓発、広報活動を推進します。

(4) 社会参加活動の促進

障がい者の生活の向上を目指し、スポーツ、文化、芸術活動等への参加機会を確保し、障がい者の社会参加を支援するとともに、障がい者自身の自立意識を高めるよう努めます。

(ウ) 障がい者にやさしいまちづくりの促進

障がい者が安心して自立した生活が送れ、社会参加ができるよう各種施設等のバリアフリー*化を進め、障がい者にやさしいまちづくりを進めます。

ウ 職業的自立の促進

障がい者の就業を通じた社会参加及び経済的自立を促進するため、職業相談の充実と事業主への啓発活動を行い、雇用と就労機会の促進に努めます。

エ 権利擁護の推進**(7) 権利擁護事業（「あすてらす*」など）の普及**

障がい者が安心して生活が送れるよう、社会福祉協議会と連携し、権利擁護事業の普及を図ります。

(イ) 相談体制の充実

障がい者が抱える様々な相談が気軽に受けられるように、「足利障害者相談支援センター*」など関係機関との連携を深め、相談体制の充実に努めます。

6 外国人の人権問題**(1) 現状と課題**

本市の外国人登録者数は、平成27(2015)年4月1日現在で3,367人となり、市人口に占める割合は2.2%に達しています。登録者の国籍は53か国と広範囲にわたっていますが、登録者の多い国は、中華人民共和国(762人)、フィリピン共和国(491人)、ペルー共和国(360人)、ブラジル連邦共和国(338人)の順となり、これら4か国で全体の約58%を占めています。

本市では、外国との交流を積極的に推進するため、平成4(1992)年4月に企画部秘書課国際係(現:市民生活課市民活動・国際交流担当)を新設し、友好姉妹都市との交流事業を行うとともに、増加する外国人のための相談窓口の開設、多言語版広報紙の発行、国際理解事業など各種情報提供を行ってきました。

また、諸外国の人々との相互理解と友好親善をめざし、同年7月に足利市国際交流協会が設立され、市民のアイデアを生かした幅広い国際交流事業が行われるとともに、市の委託事業も行っています。

社会や経済のグローバル化や情報化の進展などに伴い、外国人と地域社会とのかかわり合いは一層深まり、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築き、地域社会を構成する「多文化共生」の必要性が高まっています。お互いの人権・人格を尊重することの重要性を正しく認識し、国際化社会にふさわしい「心のバリアフリー*」を進めるとともに、外国人と日本人が共生し、安心して生活できる環境を整備していくことが課題です。

そのためにも、外国文化や生活の多様性を理解し、人種や国籍にとらわれず、外国人を一人の人間として尊重する精神を養うことが大切です。

(2) 施策の基本的方向**ア 教育・啓発の推進****(7) 国際理解教育の推進**

外国の文化や習慣に対する理解と日本文化に対する理解を深め、国際感覚を養うため、国際理解事業を充実するとともに、国際理解のための情報を収集し、活用します。

また、小学校から段階的に国際理解教育を推進するため、外国人とのふれあいに努め、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度、英語によるコミュニケーション能力等の向上を目的に教育の充実を図ります。

(イ) 人権啓発活動の推進

外国人に対する偏見や差別意識を解消し、国際化時代にふさわしい人権感覚を養うため啓発活動を推進します。

また、平成7(1995)年に日本が採択した「人種差別撤廃条約」の趣旨を市民が正しく理解できるよう、条約の普及・啓発に努めるとともに、外国人に対する嫌がらせや差別事象がなくなるよう啓発活動を推進します。

(ウ) 国際交流の推進

市民と外国人との交流を促進し、国際性豊かな人材を育成するため、足利市国際交流協会と連携し、交流事業を推進するとともにボランティア通訳やホームステイのホストファミリー*の養成等に努めます。

イ 在住外国人への支援

(ア) 外国語による情報提供の促進

4か国語(ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語)による多言語版広報紙やホームページ(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語)、外国人向け市民生活ガイドブック等による情報提供の充実に努めます。

(イ) 外国人相談の充実

様々な問題を抱え悩んでいる外国人に対して、多言語による相談体制の充実に努め、外国人が安心して生活できるように支援します。

(ウ) 日本語学習の支援

在住外国人にとって日本語能力の取得は非常に重要であり、日本語の話せない外国人児童生徒のために、外国人児童生徒教育専門指導員による巡回訪問指導を行う等、教育体制の充実に努めるとともに、足利市国際交流協会と連携して外国人対象の日本語教室の充実に努めます。

(エ) 日本の芸術文化学習の支援

在住外国人に日本の芸術文化を学び、日本に対する理解を深めてもらうため、学習の機会を提供します。

(オ) 外国人の適正就労の推進

外国人労働者に対する不法な就労や不当な取り扱いがなされないよう関係機関との連携を強化し、事業主等に対する啓発活動を推進します。

(カ) 外国人の意見を行政に反映させる機会の充実

多様な価値観を持つ外国人の意見を施策に反映させるため、外国人から意見を聴く機会を充実します。

7 HIV*感染者やハンセン病患者及び元患者等の人権問題

(1) 現状と課題

《HIV感染者》

【国際社会の動向】

エイズ*は、昭和56(1981)年にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がり世界的に深刻な状況にあり、日本では昭和60(1985)年3月に最初の患者が発見されました。当初は治療法がなく、病気の恐ろしさのみが強調されて伝えられたため、人々の間に生じた誤解や偏見から、就職拒否や職場解雇、診療拒否など、社会生活の様々な場面で人権問題となって現れました。

世界保健機関(WHO)は昭和63(1988)年にエイズの蔓延防止と患者、感染者に対する差別や偏見の解消を図るため、12月1日を「世界エイズデー」と定め、エイズに関する啓発活動を行ってきました。

【国の動向】

国では、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき平成11(1999)年に策定された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」に沿って支援体制が整備されつつあります。同指針はエイズの発生動向の変化等を踏まえ、2度の見直しを行い、平成24(2012)年1月から施行されました。患者の人権を尊重しつつ、正しい知識の普及・啓発及び教育、保健所等での検査・相談の充実、医療の提供などの施策に取り組むこととしています。

【足利市の動向】

本市では、関係機関等と連携をとりながら、市民への啓発活動や小・中学校では、性教育の一環として児童生徒の発達段階に応じた「エイズ教育」の推進を図ってきました。HIV感染は感染経路が特定されており、感染力もそれ程強くないため、正しい知識に基づいて通常の生活を送る限り感染を恐れる必要はないこと等を正しく理解させるとともに、HIV感染者やエイズ患者の人権に配慮した人間関係が築けるような接し方の指導に努めています。

今後も、HIV感染症*やエイズ等に関する正しい知識を広く普及させるとともに、患者等が置かれている状況を理解し、共に社会生活を続けるための意識を持ち、行動できるようにしていくことが必要です。

《ハンセン病患者等》

ハンセン病はらい菌による感染症で、遺伝病ではありません。

また、らい菌に感染しただけで発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立されており、ハンセン病患者を隔離する必要はありません。

しかし、我が国では、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。

平成8(1996)年に「らい予防法の廃止に関する法律」の施行により、ようやく強制隔離政策は終結しました。しかし、療養所入所者の多くは、長期間にわたる隔離政策により退所をしても家族や親族などとの関係が絶たれ、医療・生活の支援が十分でないことや

自身の高齢化により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ない状況にあります。

ハンセン病の問題については、患者や元患者の皆さんの高齢化によって一刻も早い尊厳の回復が必要です。

ハンセン病患者・元患者に対する偏見や差別をなくし、ハンセン病に対する理解と認識を深めるよう啓発活動の推進に努めます。

(2) 施策の基本的方向

ア 教育・啓発活動の推進

(7) エイズ*及び性感染症の予防に関する教育の推進

小中学校では、児童生徒の発育段階に応じたエイズ及び性感染症の予防に関する教育を推進し、エイズに対する正しい知識の普及に努めるとともに、教職員の人権意識の高揚を図るための研修の充実を図ります。

(4) 啓発活動の推進

関係機関などと連携し、H I V*感染症やエイズ、ハンセン病等の感染症に関する正しい知識の普及を図り、差別や偏見の解消に向けた啓発活動を推進します。

8 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

インターネットの普及により、パソコンや携帯電話、スマートフォン、タブレット端末などを利用して多くの情報をすぐ収集することができ、様々な人々とコミュニケーションをとることができるなど、生活の利便性の向上が図られています。

しかし、インターネットには、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信、電子掲示板を利用したネットニュースのような不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信等があります。いずれも発信者に匿名性があることから、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の掲載など、人権にかかわる問題が発生しています。

また、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）によるいじめ問題も深刻化してきているほか、個人情報の流出なども問題になっています。

学校では、人権尊重の意識を高揚する啓発活動を推進するとともに、社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響について理解を深め、情報の収集や発信時の個人の責任や携帯電話及びインターネット等を利用する上でのルールやマナーを尊重する態度の育成を図ります。

(2) 施策の基本的方向

ア 教育・啓発活動の推進

(7) 学校での情報モラル教育の充実

情報社会の進展により、インターネットや携帯電話などの普及が低年齢層まで急速に進む中で、児童生徒がトラブルに巻き込まれる事件が多発しています。

こうした状況を踏まえ、適切な情報活用能力を身に付けさせること等を目的に、

児童生徒の実態に応じた適切な情報モラル教育やメディア・リテラシー*の指導を一層推進します。

(イ) 啓発活動の推進

インターネットを利用する場合は、対面している時以上に人権意識をもち、画面の向こうに、自分と同様に人権のある他者の存在を意識することが大切です。

市民一人ひとりが自分と他人のプライバシーや個人情報を守ることの重要性を理解し、情報の収集・発信での責任とモラルについて正しい知識と認識を広げるための教育・啓発活動を推進していきます。

イ 法務局との連携強化

他人の人権を侵害する悪質な事案に対しては当該情報の削除、差別助長行為については適宜な方法でプロバイダ等に削除を求めるなど、「プロバイダ責任制限法*名誉棄損・プライバシー関係ガイドライン」に基づいて法務局との連携により適切な対応に努めます。また、その際には日本国憲法の保障する表現の自由にも十分配慮します。

9 様々な人権問題

(1) 施策の基本的方向

ア アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道を中心に先住していた民族であり、固有の文化や伝統を発展させてきましたが、江戸時代の幕藩体制下での支配や明治維新以降の「北海道開拓」の過程で、独自の風習の禁止や日本語の使用の強制などの同化政策*が行われました。これにより、アイヌの人々の独自の文化や伝統的な生活手段は禁止され、社会的にも個々の暮らしも苦しい生活を強いられました。

そこで、国では、平成9(1997)年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(アイヌ文化振興法)が施行されました。平成20(2008)年には「アイヌ民族を先住民族*とすることを求める決議」が採択され、これを受け政府は「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を平成21(2009)年まで設置しました。また、同年には有識者懇談会から「報告書」が提出され、これを受け政府に「アイヌ政策推進会議」を設置しました。

今後も真の共生に向けて、私たち一人ひとりがアイヌの人々に対する偏見や差別をなくし、アイヌの人々に対する理解と認識を深めるよう啓発活動の推進に努めます。

社会教育では、市内在住のアイヌ民族の方を講師として公民館等の自主サークル活動の指導や学級・講座に取り組むなど、市民レベルの交流を通じて理解と認識を深めていくように努めます。

学校教育では、アイヌの人々について、社会科等で取り上げられているので、今後とも引き続き基本的人権の尊重の観点に立った教育を推進するため、教職員の研修に努める必要があります。

イ 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人については、社会復帰の意欲があっても、偏見や差別のため、身元の引き受けが難しいことや、就労、住居の確保などの問題があり、社会復帰が極めて厳しい状況にあります。

社会復帰するにあたって、何よりも重要なのは本人の意思であることは言うまでもありません。しかし、本人の意欲と努力だけで更生しようとするのは大変困難なことです。きちんと罪を償って、社会復帰のために努力している人にとって、周囲の理解・協力は大きな力となります。特に協力雇用主*は、犯罪・非行のために定職に就くことが容易でない人を、その事情を理解した上で雇用し、改善更正に協力する民間の事業主で、再犯を防止する上でも非常に重要な役割を担っています。

刑を終えて出所した人が、社会復帰する際に不利益を受けることがないように、周囲の人々の理解と協力を得られるよう啓発を推進する必要があります。

ウ 性同一性障がい

性同一性障がいは、生物学的な性（体の性）と性の自己認識（心の性）が一致しない状態を指し、社会の理解が足りないことにより、偏見や差別の問題が生じています。

平成16（2004）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律*」が施行され、一定の条件を満たす者については、性別の取扱いの変更について家庭裁判所での審判を受けることができるようになりました。また、戸籍法施行規則の一部を改正する省令も同年から施行され、性別の取り扱いの変更について審判があった場合には、裁判所からの嘱託により父母との続柄欄を更生することができるようになりました。

今後も性同一性障がいを理由とする差別や嫌がらせ等による人権侵害が起こらないよう、正しい理解と認識を広げるための啓発活動の推進に努めます。

エ 犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族は、事件の直接的な被害だけでなく、風評による人権侵害やマスメディアによる過剰な取材や報道、プライバシー侵害、名誉棄損、平穏な私生活の侵害など精神的苦痛にさらされています。

犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るために、平成17（2005）年には「犯罪被害者等基本法」が施行されるなど、関連法の整備が進められています。

しかし、犯罪被害者等に対する無責任な噂や中傷、マスメディアによる行き過ぎた取材などによる二次的被害に苦しんでいるのが実情です。

犯罪被害者等の人権が尊重される社会の実現のため、社会全体で支え合うことのできる体制を構築し、十分な配慮ある言動が行われるよう啓発を推進する必要があります。

オ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮当局によって拉致された被害者で、政府による認定を受けている方は平成22（2010）年までに17名います。

国では、平成18(2006)年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に対する法律」が制定されましたが、拉致問題は、我が国の喫急の国民的課題であり、これを始めとする北朝鮮当局による人権侵害への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。

拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて、この問題についての関心と認識を深めていくよう啓発を推進する必要があります。

カ 大規模災害に関する人権問題

本市は災害の少ない街ですが、過去にはカスリン台風による渡良瀬川の洪水で多くの犠牲者が出た歴史があります。

また、平成23(2011)年に発生した東日本大震災では、避難所でのプライバシーの保護や女性、高齢者、障がい者などに対する配慮が問題となりました。

加えて、隣県の福島県では、放射線による影響や風評被害など多くの課題が解決していません。

このような災害時での人権侵害に対して啓発を推進する必要があります。

キ その他の課題

以上に掲げるほか、同性愛者や両性愛者に対する偏見・差別、また、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件、さらに、無実であるのに犯罪者として扱われてしまう冤罪被害者など社会には多様な人権問題が存在しています。

これらの人権問題や、社会環境の変化等に伴い新たに生じる問題については、あらゆる機会を通じて一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、人権教育及び啓発活動の推進を図る必要があります。

10 人権教育・啓発資料等の整備

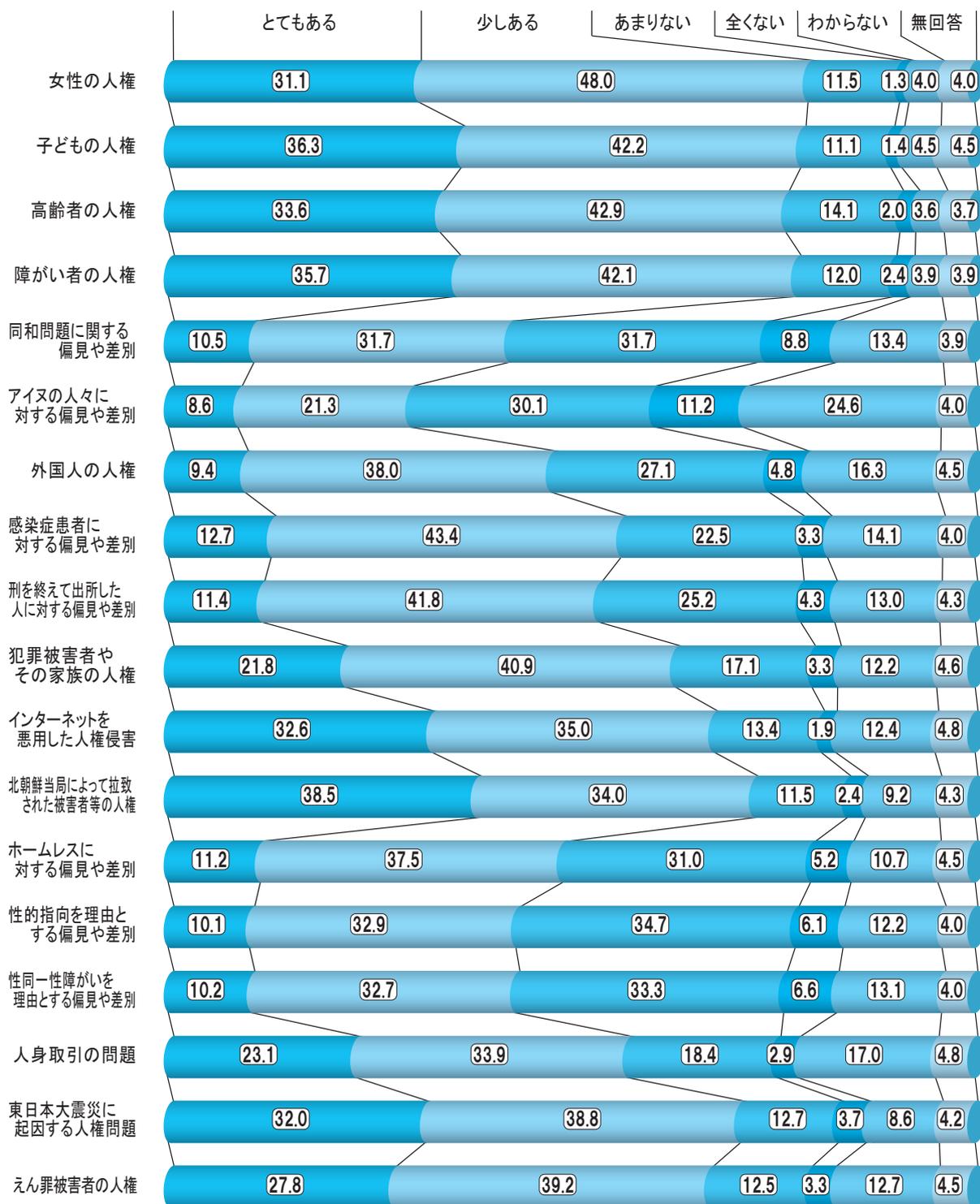
人権教育・啓発を推進するためには、効果的な学習教材や啓発資料等が必要です。

対象者の発達段階や知識、習熟度に応じた学習教材、啓発資料等の整備に努め、あらゆる場面で人権について学ぶことができる条件の整備を推進します。

啓発資料の作成にあたっては、身近な問題を人権の視点から具体的に取り上げ、興味や関心を引き起こすなどの創意工夫を凝らすとともに(公財)人権教育啓発推進センター等の啓発資料についても活用を図ることとします。

また、人権問題を人々の感性や理性に訴えて、社会全体の問題として受け止め、実際の行動に結びつくようにするための有効な方法の一つに視聴覚教材があります。足利市立視聴覚ライブラリーでは、人権教育等に関するDVD等の視覚教材を整備し、学校や社会教育施設等に貸出しを行うとともに効果的な活用方法についての相談を行います。

様々な人権問題について、あなたはどの程度関心をお持ちですか？



(単位：%)

※ 回答率は項目ごとに計算(四捨五入)しているため、合計が100%にならないものもあります。

【平成26年8月実施「人権・男女共同参画についてのアンケート調査報告」より抜粋】

第4章 推進体制

1 行動計画の推進

本市が行動計画を実施するにあたっては、人権教育及び人権啓発の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的に設置した「足利市人権推進幹事会」を中心に、関係部課相互の緊密な連絡調整を図り、施策の推進に努めます。また、関係部課では、この行動計画の趣旨を十分に踏まえ関係施策を実施します。

2 国、県、企業、団体等との連携

行動計画の推進にあたっては、国、県、企業、団体等との緊密な連携のもと協力体制を強化した幅広い取組が必要です。

また、人権教育・啓発を推進するためには、行政の取組だけではなく、企業、団体等での積極的な取組が必要になります。

そこで、法務局や人権擁護委員協議会とともに人権啓発活動地域ネットワーク協議会のもと、人権啓発活動にかかわる機関と連携・協力し、人権啓発活動を推進します。

3 行動計画の進行管理と見直し

この行動計画の進捗状況については、定期的に進行管理を行い、その結果を適切に公表し、施策の推進に適切に反映します。

また、この行動計画は、新たな人権課題が国の基本計画に組み込まれるなど、国・県の動向及び社会状況の変化を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。



用語解説

あ行

- **足利障害者相談支援センター**
障がいのある人やその家族のための相談窓口。居宅サービスの利用援助、療育・教育相談、各種情報の提供などを行う機関。（足利市総合福祉センター2階）
- **あすてらす**
高齢者や障がいのある人の権利と財産を守り、地域で安心して暮らせるよう、福祉に関する相談や支援を行う機関。（足利市社会福祉協議会）
- **エイズ**
後天性免疫不全症候群。人がH I Vに感染した結果、免疫力が低下し、普通の状態ではかからない感染や神経障害などを発症したもの。免疫細胞を破壊して後天的に免疫不全を起こす状態。
- **エセ同和行為**
「同和問題はこわい問題であり避けた方が良い」といった誤った意識に乘じ、あたかも同和問題の解決に努力しているかのように装い、不当な利益や義務なきことを要求する行為。
- **H I V感染症**
ヒト免疫不全ウイルス（H I V : Human Immunodeficiency Virus）に感染した状態。

か行

- **協力雇用主**
犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解したうえで雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。

さ行

- **女性のエンパワーメント**
女性が政治的、経済的、社会的、文化的なあらゆる場面で、自己決定力と責任を持ち、持てる能力を発揮できるよう「力」をつけること。
- **人権という普遍的文化**
人権についてお互いに理解し、尊重し合うことを、暮らしの中の一つの文化（人権文化）とすること。

○ 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

平成16(2004)年7月施行の「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」により、性同一性障がいがある人で、法律で規定された要件（①20歳以上であること。②現に婚姻していないこと。③現に子がいないこと。④生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。⑤その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。）を満たす場合は、家庭裁判所の審判を経て、戸籍上の性別表記を変更することができるようになった。

○ 成年後見制度

判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等を保護するための民法上の制度で、本人の財産管理や施設等への入退所等の契約を適切な保護者（後見人・保佐人・補助人）が代行して行うことで、本人の権利を守る制度。

○ セクシュアル・ハラスメント

略称「セクハラ」。相手の意思に反して行われる性的な言動。

○ 先住民族

その国（地域）の主な構成民族からみて「原住民」と呼ばれることの多かった人々で、その国（地域）に以前から住んでいた民族集団。

た 行

○ 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

○ 地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者を、介護、福祉、健康、医療などの様々な面から支える総合相談窓口。

○ 同化政策

支配民族が少数民族を自分たちの生活様式・考え方に馴染ませ、一体化しようとする事。

な 行

○ ノーマライゼーション

障がいを持つ人が、地域の中で、ごく普通（ノーマル）に暮らせるようにしていくこと。

は行

○ バリアフリー

バリアとは、「障がい」とか「障壁」のことで、それらを「除去」すること。元々は、建築用語として使用され、建物の段差などの解消や除去という意味で用いられていたが、最近では、障がいを持つ人や高齢者が社会参加する上での、制度的、物理的、情動的、心理的、意識的障壁の除去という意味でも使われるようになっている。

○ パワー・ハラスメント

略称「パワハラ」。会社などで権力や地位を利用し、本来の業務の範疇（はんちゆう）を超えて、人格と尊厳を傷つける言動であり、働く環境を悪化、あるいは雇用不安を与える行為。

○ プロバイダ責任制限法

「特定電気通信役務提供者」として、特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者を規制対象としており、いわゆるプロバイダー（ISP：Internet Services Provider）だけでなく、掲示板を設置するWebサイトの運営者なども規制対象とされている。

○ 法定雇用率

民間企業等が障がい者を雇用している割合。「障害者の雇用の促進等に関する法律」により民間企業等は、従業員数に応じて障がい者を雇用する義務が課せられている。

○ ホストファミリー

外国人が一般家庭に滞在し、家族の一員として生活することをホームステイといい、このホームステイを受け入れる家族をホストファミリーという。

ま行

○ メディア・リテラシー

情報メディア（テレビ、新聞、インターネット等）によって伝えられる情報を適切に読み解き、その真偽を見抜き、活用する能力（情報を評価・識別する能力）。

や行

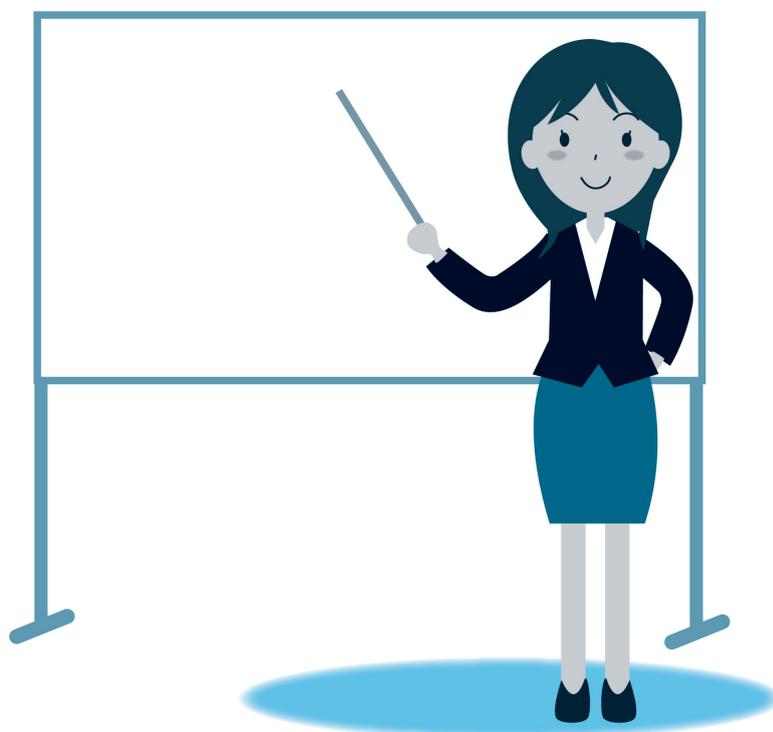
○ 要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている児童を始めとする要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がその当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応することができるよう設置された組織。

わ 行

○ ワーク・ライフ・バランス

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことであり、このことは、仕事の充実と仕事以外の生活の充実の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤として極めて重要である。



参考資料

《資料目次》

1	世界人権宣言	36
2	日本国憲法（抄）	40
3	国際連合が中心となって作成した人権関係諸条約	43
4	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	45
5	足利市人権教育基本方針	47
6	足利市人権尊重の社会づくり条例	48
7	足利市人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針	50
8	足利市男女共同参画推進条例	52

世界人権宣言

1948年12月10日
国際連合第3回総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人類の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、よってここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

第2条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地、その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続きによって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、摘出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社會における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によつて定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法 (抄)

昭和 21 年 11 月 3 日公布

昭和 22 年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 3 章 国民の権利及び義務

第 11 条〔基本的人権の享有〕

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 12 条〔自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止〕

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条〔個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉〕

すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条〔法の下での平等、貴族の禁止、栄典〕

- 1 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 19 条〔思想及び良心の自由〕

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条〔信教の自由〕

- 1 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条〔集会・結社・表現の自由、通信の秘密〕

- 1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条〔居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由〕

- 1 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条〔学問の自由〕

学問の自由は、これを保障する。

第 24 条〔家族生活における個人の尊厳と両性の平等〕

- 1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条〔生存権、国の社会的使命〕

- 1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条〔教育を受ける権利、教育の義務〕

- 1 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条〔勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止〕

- 1 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

第 10 章 最高法規

第 97 条〔基本的人権の本質〕

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第 98 条〔最高法規、条約及び国際法規の遵守〕

- 1 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
- 2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第 99 条〔憲法尊重擁護の義務〕

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

国際連合が中心となって作成した人権関係諸条約

2015. 11月現在

	名 称	採択年月日	発効年月日	締約 国数	日本が締結 している条約 (締結年月日)
1	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	1966.12.16	1976.01.03	164	○(1979.06.21)
2	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の選択議定書*	2008.12.10	2013.05.05	21	
3	市民的及び政治的権利に関する国際規約	1966.12.16	1976.03.23	168	○(1979.06.21)
4	市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書*	1966.12.16	1976.03.23	115	
5	市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書(死刑廃止)*	1989.12.15	1991.07.11	81	
6	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	1965.12.21	1969.01.04	177	○(1995.12.15)
7	アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約*	1973.11.30	1976.07.18	109	
8	スポーツ分野における反アパルトヘイト国際条約*	1985.12.10	1988.04.03	60	
9	女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	1979.12.18	1981.09.03	189	○(1985.06.25)
10	女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書*	1999.10.06	2000.12.22	106	
11	集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約*	1948.12.09	1951.01.12	147	
12	戦争犯罪及び人道に対する罪に対する時効不適用に関する条約*	1968.11.26	1970.11.11	55	
13	奴隷改正条約**				
	[1] 1926年の奴隷条約*	1926.09.25	1927.03.09	***	
	[1] 1926年の奴隷条約を改正する議定書*	1953.10.23	1953.12.07	61	
[2] 1926年の奴隷条約の改正条約**	1953.12.07	1955.07.07	99		
14	奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度に類似する制度及び慣行の廃止に関する補足条約*	1956.09.07	1957.04.30	123	
15	人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約	1949.12.02	1951.07.25	82	○(1958.05.01)
16	難民の地位に関する条約	1951.07.28	1954.04.22	145	○(1981.10.03)

	名 称	採択年月日	発効年月日	締約国数	日本が締結している条約 (締結年月日)
17	難民の地位に関する議定書	1967.01.31	1967.10.04	146	○(1982.01.01)
18	無国籍の削減に関する条約*	1961.08.30	1975.12.13	64	
19	無国籍者の地位に関する条約*	1954.09.28	1960.06.06	86	
20	既婚女性の国籍に関する条約*	1957.01.29	1958.08.11	74	
21	女性の参政権に関する条約	1953.03.31	1954.07.07	123	○(1955.07.13)
22	婚姻の同意、最低年齢及び登録に関する条約*	1962.11.07	1964.12.09	55	
23	拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約	1984.12.10	1987.06.26	158	○(1999.06.29)
24	拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は罰則に関する条約の選択議定書*	2002.12.18	2006.06.22	80	
25	子どもの権利に関する条約	1989.11.20	1990.09.02	196	○(1994.04.22)
26	武力紛争への子どもの関与に関する子どもの権利条約の選択議定書	2000.05.25	2002.02.12	162	○(2004.08.02)
27	子ども売買、子ども売買春および子どもポルノグラフィーに関する子どもの権利条約の選択議定書	2000.05.25	2002.01.18	171	○(2005.01.24)
28	通報手続に関する子どもの権利に関する条約の選択議定書*	2011.12.19	2014.04.14	21	
29	全ての移住労働者及びその家族の権利保護に関する条約*	1990.12.18	2003.07.01	48	
30	障害者の権利に関する条約	2006.12.13	2008.05.03	160	○(2014.01.20)
31	障害者の権利に関する条約の選択議定書*	2006.12.13	2008.05.03	88	
32	強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約	2006.12.20	2010.12.23	51	○(2009.07.23)

* 日本が未加盟の条約については仮称。
 ** 「1926年の奴隷条約を改正する議定書」により改正された「1926年の奴隷条約」が「1926年の奴隷条約の改正条約」である。締約国となる方法には、(1)改正条約の締結と、(2)奴隷条約の締結及び改正議定書の受諾との二つがある。
 *** 国連ホームページ上に締約国数の記載のないもの。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日公布施行

法律第147号

第1条〔目的〕

この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

第2条〔定義〕

この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

第3条〔基本理念〕

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

第4条〔国の責務〕

国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第5条〔地方公共団体の責務〕

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第6条〔国民の責務〕

国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

第7条〔基本計画の策定〕

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

第8条〔年次報告〕

政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第9条〔財政上の措置〕

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

第1条〔施行期日〕

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降に講じる人権教育及び啓発に関する施策について適用する。

第2条〔見直し〕

この法律は、この施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

足利市人権教育基本方針

平成14年6月1日
足利市教育委員会

侵すことのできない永久の権利として日本国憲法で保障されている基本的人権は、これまでの各般にわたる努力により、正しく理解はされてきているものの、不当な差別の発生等、人権侵害の現状やその他の人権に関する内外の情勢を考慮すると、一層の人権教育の推進を図っていく必要があります。

そこで、あらゆる人権侵害の現状を的確に捉えながら、誰もが人権尊重の理念を正しく理解し、様々な人権問題に関する差別意識の解消を目指すことを私たち市民及び行政の責務と再認識し、人権教育を具体的に実践していくことが望まれます。

足利市教育委員会は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年12月6日法律第147号）をはじめとする人権関係諸法の精神及び「足利市の教育目標」の理念にのっとり、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じ、発達段階に応じた人権教育を積極的に行っていきます。

足利市人権尊重の社会づくり条例

人権は、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利である。

日本国憲法においても基本的人権の享有が保障されており、人種、信条、性別、社会的身分、門地等による不当な差別その他の人権侵害が行われることなく、一人ひとりの人権が尊重され、それぞれの幸福を追求することができる平和で豊かな社会の実現は、私たちみんなの願いである。

そのためにも、私たちは、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重すること、すなわち、人権の共存を図っていくことが不可欠である。

ここに、私たちは、基本的人権を保障した日本国憲法の精神に従い、一人ひとりの人権が尊重され、人権の共存が図られる人権尊重の社会づくりにたゆまぬ努力を注いでいくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりについて、市及び市民の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりを推進するための基本となる事項を定めることにより、すべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策を推進するとともに、市民の人権に対する意識を高めるよう努めるものとする。

2 市が実施する人権尊重の社会づくりに関する施策は、国、県その他関係団体との適切な連携及び協力を図り、これを推進するものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、自己の人権のみならず、自己以外の者の人権についても正しく理解し、人権を相互に尊重しなければならない。

2 市民は、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、家庭、学校、地域社会、職域その他あらゆる場において、人権意識の高揚に努めなければならない。

(基本方針の策定)

第4条 市長は、人権尊重の社会づくりの総合的な推進を図るため、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 人権尊重の社会づくりに関する基本理念
 - (2) 人権意識の高揚を図るための施策に関する基本的事項
 - (3) 人権に関する課題ごとの施策に関する基本的事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要事項
- 3 市長は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、足利市人権推進審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 前項の規定は、基本方針の変更について準用する。

附 則

この条例は、平成16年1月1日から施行する。

足利市人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針

1 人権尊重の社会づくりに関する基本理念

一人ひとりの人権が尊重され、誰もが幸福を追求することができる社会を実現していくためには、自分の権利のみならず他人の権利についても深く理解するとともに、一人ひとりの違いを豊かさとして認め合い、人権を相互に尊重し合うことが大切です。

そこで、本市の人権尊重の社会づくりに関する基本理念は、「足利市人権尊重の社会づくり条例」の前文を踏まえ、一人ひとりの人権が尊重され、人権の共存が図られる社会の実現を目指すことです。

この基本理念に基づき、市の施策の基本的な方向は、人権意識の高揚を図ることにあり、人権教育及び人権啓発さらには、人権相談・支援に関する取り組みについて積極的かつ効果的な推進を図ります。

2 人権意識の高揚を図るための施策に関する基本的事項

市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るために、人権尊重の基本理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう人権教育及び人権啓発を積極的に推進します。

(1) あらゆる場と機会を通じた人権教育及び人権啓発の推進

人権教育及び人権啓発は、広く市民を対象に人権の意義やその重要性を身につけ、日常生活において実践できるよう、保育所（園）、幼稚園、学校、家庭、地域社会、企業・団体等あらゆる場と機会を通じて、市民の発達段階を踏まえた効果的かつ継続的な方法で実施します。

(2) 市民、企業、団体等の主体的な取り組みへの支援

人権教育及び人権啓発をより効果的に推進するためには、行政の取り組みだけでなく市民、企業、団体等における主体的な取り組みが必要であり、それぞれの取り組みが実施しやすいよう支援に努めます。

(3) 指導者の育成

人権が尊重される社会の実現のためには、市民の身近なところで人権教育及び人権啓発を推進していく、人権問題に関する指導者が大きな役割を果たします。そのため、人権に関する地域のよき理解者であり、日常生活において指導的立場で助言できる身近な指導者の育成を図ります。

(4) 人権に特に関係する職業従事者に対する人権教育及び人権啓発の推進

人権に特に関係する職業に従事する者は、それぞれの職務において、常に人権についての理解と認識を深めることが必要であり、市職員をはじめとする公務員、教職員、社会教育関係者、消防職員、福祉関係者、医療関係者、マスメディア関係者などに対する人権教育及び人権啓発に努めます。

3 人権に関する課題ごとの施策に関する基本的事項

同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、HIV感染者等のほか様々な人権問題が今日の重要課題となっています。これらは、それぞれの課題ごとの施策で対応していかなければなりません。共通する施策に関する基本的事項として人権教育及び人権啓発並びに人権相談・支援体制の充実を推進します。

(1) 人権教育及び人権啓発

様々な人権課題に対する偏見や差別等の人権侵害については、その背景や問題の現状などを正しく理解し、誤った考え方が改められるよう、人権教育及び人権啓発に取り組めます。

(2) 相談・支援体制の充実

様々な人権相談に対応するため、国、県の関係機関との連携をもとに、人権相談・支援体制の充実を図ります。また、市民に対しては、気軽に相談できるよう人権相談業務の周知に努めます。

4 推進体制

市民一人ひとりの人権が尊重され、人権が共存する豊かな社会を実現するため、推進体制の充実を図り、また、関係機関・団体等との連携を推進します。

(1) 庁内体制の充実

人権教育及び人権啓発の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的に設置した「足利市人権推進幹事会」を中心に、関係部課相互の緊密な連絡調整を図り、施策の推進に努めます。

(2) 関係機関・団体等との連携

人権尊重の社会づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、人権教育や啓発活動にかかわる関係機関や団体等との緊密な連携を図りながら、幅広い取り組みを行います。

足利市男女共同参画推進条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的施策（第 9 条—第 17 条）

第 3 章 足利市男女共同参画審議会（第 18 条）

第 4 章 補則（第 19 条）

附則

すべての人は、個人として尊重され、法の下に平等であり、男女の人権は、性別にかかわらずなく尊重されなければならない。

これまで、足利市においては、男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画社会基本法の制定を踏まえ、足利市男女共同参画プランを作成し、さまざまな取組みを進めてきた。

しかしながら、人為的につくられた性別観や性別による固定的な役割分担に基づく制度や慣行、あらゆる形態の人権侵害が依然として存在し、多くの解決すべき問題が残されている。

こうした状況の中、真の男女平等を達成し、豊かで活力ある足利市を築いていくためには、性別にとらわれることなく、男女が共にその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成が急務となっている。

ここに、足利市は、男女共同参画社会の早期実現を目指し、男女共同参画社会の形成の推進に取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会の形成の推進について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会のことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不快感や不利益を与えることをいう。

- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力
その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画社会の形成の推進は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択について、偏った影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び当該活動以外の職業生活における活動その他の活動を両立して行うことができること。
- (5) 男女がお互いの性について理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6) 男女共同参画社会の形成の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意すること。

(市の責務)

第 4 条 市は、男女共同参画社会の形成を重要課題として位置付け、その推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画社会の形成の推進に当たり、市民、事業者、国及び県と相互に連携を図り、率先してこれに取り組むものとする。
- 3 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を実施するため必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の推進に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の推進に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第 7 条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的扱いをしてはならない。

- 2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第 8 条 何人も、公衆に表示する情報が社会に及ぼす影響を考慮し、その情報において、性別による固定的な役割分担若しくは前条に規定する人権侵害を助長し、若しくは連想させる表現又は不必要な性的表現を行わないよう努めなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第 9 条 市長は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、あらかじめ、市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるとともに、足利市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(積極的改善措置)

第 10 条 市長その他の市の執行機関は、その設置する附属機関等の委員を任命し、又は委嘱する場合には、積極的改善措置を講ずることによりできる限り男女の均衡を図るものとする。

2 市は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合には、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置が講じられるよう努めなければならない。

(市民の理解を深めるための措置)

第 11 条 市は、男女共同参画社会の形成の推進について市民の理解を深める とともに、男女共同参画社会の形成の推進に向けた取組みを積極的に行うことができるよう、普及啓発、情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(教育の分野における措置)

第 12 条 市は、学校教育、社会教育、家庭教育等のあらゆる教育の分野において、男女平等意識の醸成、個性と能力の育成等男女共同参画社会の形成を推進するため必要な措置を講ずるものとする。

(施策に関する意見への対応)

第 13 条 市長は、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策又は男女共同参画社会の形成の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から意見等の申出があった場合には、当該申出に適切に対応するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申出への対応に当たり、審議会の意見を聴くものとする。

(相談への対応)

第 14 条 市長は、性別による差別的扱いその他の男女共同参画社会の形成の推進を阻害する人権の侵害に関し、市民又は事業者からの相談に適切に対応するため、必要な体制を整備するものとする。

2 市長は、前項の相談があったときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第15条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関し、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(活動の支援等)

第16条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成の推進に関する活動について、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、前項の支援について商工業、農林業その他の産業の自営業に従事する女性に対し、特に配慮するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、雇用その他の事業活動における男女共同参画の状況等について報告を求めることができる。

(年次報告)

第17条 市長は、毎年、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 足利市男女共同参画審議会

(足利市男女共同参画審議会)

第18条 男女共同参画社会の形成の推進に資するため、市長の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の推進に関する重要事項について調査し、及び審議するため、審議会を置く。

2 審議会は、前項に規定するもののほか、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策について、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。この場合において、男女いずれの委員の数も、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

4 委員は、学識経験者その他規則で定める者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 補則

(細目)

第19条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

足利市人権教育・啓発推進行動計画〔第4期計画〕

平成28(2016)年3月

発行：足利市 総務部 人権・男女共同参画課
〒326-0823 栃木県足利市朝倉町264番地
足利市民プラザ 本館2階
電話 0284-70-8600
FAX 0284-73-8066
E-mail jinken@city.ashikaga.lg.jp
